

良好な色彩景観の形成に向けて 提言

平成 23 年 4 月 25 日

稲城市景観づくり懇談会

「良好な色彩景観の形成に向けて」（提言）

平成22年9月28日付 市より検討依頼のあった「良好な色彩景観の形成に向けた考え方について」を検討する『稲城市景観づくり懇談会』において慎重に検討を行った結果、次のとおり提言します。

1 はじめに

稲城市は多摩丘陵をはじめとする多くの緑に包まれた豊かな自然景観を残す中で、農地や網目状に流れる用水のある田園風景に囲まれた住宅地をはじめ、多摩ニュータウンの新興住宅地等による緑を活かした良好な住宅都市としての顔を持っています。

このように自然と調和した住宅地の景観は、これまで地域に暮らす住民の中で育まれた貴重な資源であり、今後も次世代に継承していくべき風景に相違ありません。

その貴重な資源の維持や保全に努めるとともに、良好な景観形成を行っていくために、市は平成10年3月に景観基本計画を策定しました。その計画をもとに、電線の地中化をはじめ用水路の修景、緑地保全地域の指定、地区計画の指定等の景観に関する様々な取り組みを行ってきました。

さて、従来では、防災、治安の維持、道路の清掃、まちづくり等については、地域社会が地域全体の課題や利害調整を図る場となっていました。しかし、近年では人口移動の変化により、地縁的なつながりや共通の価値観、即ち地域社会そのものが希薄な傾向にあり、そういった課題・問題に対して、役割を期待できなくなりつつあります。

このような中、前述の地域課題の一つである『景観』の問題についても、以前は地域社会が『周辺に違和感を与える建築物』の出現を抑制していました。しかし、現在は社会状況や生活スタイルの変化及び価値観の違い等により、市街地景観や良好な住宅地に違和感を与える色彩を使

用した建築物が、一部で見られるようになってきています。

現状では、周辺に大きな影響を与えるものではありませんが、そのような傾向が進めば、これまで育んできた稲城の多摩丘陵を背景とした自然に包まれた市街地の良好な景観を損なうことが懸念されます。

他都市では、戸建て住宅の外壁に周囲から突出した目立つ色を使用したことにより、新旧住民の問題にとどまらず、社会的問題にまで発展したケースもあり、今後、稲城市内でも同様のケースが起こることも懸念されます。

こうした状況に早急に対応すべく、稲城市景観づくり懇談会では、建築物の色彩に関する検討を進めてまいりました。

懇談会では、建築物の色彩に関するガイドライン（色彩誘導基準）の作成が有効と考え、公募市民6名を含めた12名で計5回にわたり検討を行ってきました。

ここに、市のあらたな景観づくりに向けた第一歩として、**「建築物における色彩誘導について」**を当懇談会の意見として取りまとめたものです。

今後の景観づくりの取り組みに反映させ、様々な取り組みにより実行性が確保されるよう提言いたします。

2 良好な色彩景観の形成に向けた当懇談会の意見

当懇談会では、色彩景観の現状を踏まえるとともに、景観づくりの基本となる稲城市景観基本計画や、これまで市の色彩に関する運用基準としてきた東京都景観色彩ガイドライン（東京都景観計画の色彩に当たる部分）等の上位計画との整合を図り、市が抱える課題等の解決に向け、専門的な見地及び市民としての視点で検討を進めました。

以下に、当懇談会の建築物における色彩誘導の考え方についての意見を、項目ごとにまとめております。

今後、これらの意見を参考とし、良好な色彩景観に向けた取り組みに繋がる施策の展開を期待します。

◆目的や主な方向性について

- 良好な色彩景観を形成していくために、建築物（外壁面、屋根面など）の色彩については、周囲の景観から突出するような色彩の使用を抑制していくことが必要です。
- 市の色彩景観の現状や周囲の環境に与える状況を踏まえ、地域特性や建物規模を考慮した色彩誘導を進めていくことが大切です。

◆対象区分について

- これまで進めてきた景観づくりを継続していくためにも、基本的には地域特性に応じて設定されている「稲城市景観基本計画」の地域区分に基づき、色彩誘導を進めていくことが望ましい。
しかし、一部で東京都景観計画の区域区分との相違点があるため、区分の整合性については東京都と調整し、東京都の景観計画の区分が本市の地域区分に随時変更されていくことが望ましい。

○また、色彩基準については、すでに東京都景観色彩ガイドラインにより運用していますが、対象となるのは比較的規模の大きな建築物となっています。そのため、戸建て住宅を中心とした低層建築物が数多く立地している地域では、多くの建築物が基準の適用外というのが現状です。それらの点を踏まえ、色彩基準で適用されない小規模の建築物などの色彩についても誘導していくことが必要です。

◆色彩の誘導について

- 「稲城らしい」風景とも言える緑豊かな自然景観を次世代に継承していくため、季節に応じて変化する緑の色彩と調和しつつ、自然景観に違和感なく溶け込むような暖かみのある穏やかな色彩とすることが望まれます。
- 市の特徴である起伏に富んだ地形により、どこにいても自然景観を感じることができる点を活かすため、高台や低地部分からの眺望等を意識した建築物の色彩景観を形成していくことを期待します。
- 時代の変化やまちの成長とともに、住宅の建替えや外壁面の塗替えをはじめとする新たな宅地開発により、色彩景観が変化していくことが考えられます。しかし、市内には農地や網目状に流れる用水があり、田園風景が残る旧来からの住宅地をはじめ、多摩ニュータウンの新興住宅地など、これまで築いてきた良好な住宅都市としての歴史があります。これらの良好な住環境を今後も継続していくために、日常生活の場としての落ち着きを保ちつつ、飽きのこない色彩景観としていくことが必要です。

○今回の検討では「突出した色の抑制」を中心課題としたため比較的幅広い色彩の使用を使用可能な区分設定としています。現在、駅周辺地域では南武線連続立体交差化事業やそれに伴う土地区画整理事業が実施されており市の顔となるべき地域としてまちづくりを進められています。このような地域で、個々の建築物が幅広く設定した色彩範囲でそれぞれ適用されると稲城市の中心地区として調和を欠く恐れがあります。

色彩景観の面においても魅力ある地域の形成に向け、稲城市として関係住民の景観への理解を深めるよう力を発揮し、地区計画の決定などの手続きを早期に進めることが望まれます。

○建築物の色彩が色彩誘導基準の適用範囲内であったとしても周辺のまち並みと相反する色彩であれば、その良好に保たれているまち並みの色彩景観の形成を阻害することとなります。

例えば、比較的明度の高い色彩の低層住居が建ち並び、良好なまち並みが形成されている地区に、色彩基準内ではあるが、低明度の色彩の住宅が建った場合、その地区のまち並みに違和感を誰しもが持つこととなります。

このため、マンセル値を活用した色彩誘導基準と同時に、周辺の景観への配慮事項を設ける必要があることを提言します。

◆運用について

○誘導基準による良好な色彩景観の形成に向けた実行性を担保していくために、現状で考えられる対応策として、建築物の色彩に関するガイドライン（色彩誘導基準）を基本として運用していくことが望ましい。

・今後、地区計画を定めていく際には、地域特性を考慮して形態・意匠の制限項目に色彩誘導基準を追加していく。

・すでに地区計画が定められている地区（平成 22 年度現在 27 地

区)については、地区住民の協力を得ながら、随時変更を行い、形態・意匠の制限の項目に色彩誘導基準を追加していく。

・地区計画区域外については、稲城市宅地開発等指導要綱などにより届出等を確認することが可能となる建築物については、色彩誘導基準をもとに指導を行う。

ただし、上記の条件に該当しない建築物については今後に向けた課題と捉え、対応策を検討していくことが必要です。

○良好な色彩景観の形成の実現に向けては、市民をはじめ事業者の協力が必要になります。市民や事業者に色彩景観の形成の必要性を伝えていくとともに、協力を促し、官民が一体となって取り組んでいくことが望ましい。

○色彩誘導を進めていくにあたり、より実行性のある取り組みとしていくために、円滑な運用や指導が行える体制づくりを構築していくことが必要です。

◆建築物の色彩に関するガイドライン（色彩誘導基準）作成後の取り組みについて

○建築物の色彩に関するガイドライン（色彩誘導基準）作成後には、より多くの人に理解してもらおうとともに、協力を促していくために、広報等を活用し、周知を徹底していく。

○当懇談会では、早急な対応策を講じるべく建築物に限定して色彩誘導の方向性について検討してきました。しかし、良好な市街地景観の形成には、建築物以外にも屋外広告物や公共施設（道路など）など景観の構成要素は多数あります。それらの要素の色彩についても、検討を進めていくことを要望します。

3 おわりに

平成 10 年 3 月に策定された「稲城市景観基本計画」から 10 年以上の年月が過ぎ、その間に平成 16 年の景観法制定による景観行政の変化や、社会状況の変化を受け、市の景観形成も変化を遂げてきています。今後は、当懇談会での色彩に関する検討を契機に更なる景観づくりに向け、現在の景観基本計画を検証しつつ、さまざまな変化に対応して見直しを図り、良好な景観形成に向けた取り組みが展開されることを期待します。

参 考 资 料

資料 1

稲城市景観づくり懇談会 委員名簿 (○：座長 / ●：副座長)

平成 22 年 9 月 28 日設置

	役職	氏名	略歴
学識経験者	○	柿塚 至	元 東京都都市整備局長
		進藤 典吾	稲城市都市計画審議会委員
		太田 清一	駒澤女子大学教授
市民委員		鹿島 義彦	公募委員 (大丸)
		大熊 雄治	公募委員 (向陽台)
	●	村山 壯雄	公募委員 (東長沼)
		杉浦 龍男	公募委員 (若葉台)
		原田 富雄	公募委員 (矢野口)
		田中 登美枝	公募委員 (矢野口)
行政委員		田野倉 秀雄	副市長
		井上 一彦	都市建設部長
アドバイザー		吉田 慎悟	武蔵野美術大学教授 (株)カラープランニング センター取締役
事務局		磯貝 博	都市建設部 まちづくり推進課長